

「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン(測量成果等編)」 概要版(案)

本資料の位置づけ

- 本資料は、「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン(測量成果等編)※」の利用者である測量計画機関の職員等が、ガイドラインの要点を容易に把握するための資料として作成した

※以下「本ガイドライン」という

本ガイドラインの目的、適用範囲、位置づけ

【目的、適用範囲】

- 測量成果等を整備・更新・提供する際の**知的財産権等の留意点**等についてとりまとめ
→ **測量成果等の二次利用の促進**を図る
- **地理空間情報活用推進基本法、地理空間情報活用推進基本計画**を受けて策定
- 本ガイドラインは**測量成果等の二次利用に適用**
※政府の地理空間情報活用推進会議が策定する「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」は、地理空間情報全体の二次利用に適用

【位置づけ】

- 国及び地方公共団体をはじめとする**測量計画機関等向け**のガイドライン
→ 知的財産権等の取扱いや処理の方法等、提供に際しての標準的な考え方や方法等を紹介

<参考:関連法令・計画の関係場所の抜粋>

地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)

第三条(基本理念)

9 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、**個人の権利利益**、国の安全等が**害されることのないように配慮**されなければならない。

地理空間情報活用推進基本計画(令和4年3月18 日)

4. 地理空間情報基盤の継続的な整備・充実

(3) 地理空間情報の流通及び利活用の推進

② 地理空間情報の整備・流通・利活用のための基準・ルール等の整備・運用

・国の安全等の確保、個人情報保護、**知的財産権の保護**等について、**地理空間情報の高度化や、位置情報の活用の進展、オープンデータや二次利用に対する民間ニーズ等を踏まえつつ、ルール等の整備を行う。**

- 測量成果等に関する技術進展として、三次元点群データや三次元地図等の普及が進展（作業規程の準則の改正、マニュアル・要領等の策定。他者の著作物の「写り込み」にも留意が必要）
- オープンデータ基本指針の決定・改正、著作権法の改正など、法令・制度が変化
→ デジタルデータ活用の推進・促進の動きを踏まえ、測量成果等の二次利用の促進を図る

(歴年)	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度/令 和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度		
地理空間情報活用推進基本計画	● 第1期基本計画 [平成20年4月閣議決定]			● 第2期基本計画 [平成24年3月閣議決定]				● 第3期基本計画 [平成29年3月閣議決定]					● 第4期基本計画 [令和4年3月閣議決定]							
技術進展 (主な作業規程・マニュアル類等)				● 作業規程の準則 [平成25年3月改正] (航空レーザ測量の適用 拡大 等)			● 作業規程の準則 [平成28年3月改正] (車載写真レーザ測量の 導入 等)		● 作業規程の準則 [令和2年3月改正] (三次元点群測量(地上レーザ・UAV)、 地上レーザ測量、UAV写真測量 等)				● 作業規程の準則 [令和5年3月改正] (UAVレーザ測量、車載写真レーザ 点群測量、航空レーザ測深測量等)							
	マニユアル・要領等の策定 近年の策定例)地上レーザ測量システムを用いた三次元点群合成マニュアル、LidarSLAM技術を用いた公共測量マニュアル、i-Construction推進のための3次元数値地形図データ作成マニユアル、三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル																			
改正に関する 法令・ガイドライン等				● 電子行政オープンデータ戦略策定 [平成24年7月]			● オープンデータ基本指針決定 [平成29年5月]			● 基本指針改正 [令和元年6月]		● 令和2年著作権法改正 [令和2年6月12日] (著作物の円滑な利用・適切な保護を図るための措置 (写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大等))		● オープンデータ 基本指針改正・ 公的データ利用規約 (1.0版)の策定 [令和6年7月]						
地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン				● 初版策定 [平成22年9月]															● 【P】改正[令和7年度]	
地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン(測量成果等編)	連動 			● 初版策定 [平成23年9月] ※測量成果等に特化															● 【P】改正[令和7年度] 改正に向けた検討 (流通・活用制度部会)	

- 知的財産権に関して配慮しつつ、地理空間情報活用推進基本法、官民データ活用推進基本法や測量法の理念を踏まえて測量成果等の二次利用を促進するために、測量計画機関が具体的に対応すべきポイントを整理

提供・流通を見据えた著作権の権利処理

知的財産権のうち**著作権**は、著作物が創作された時点で発生する権利であり、測量成果等の整備・更新及び提供・流通において留意する必要がある

- いずれの測量成果等についても**著作物性が認められる可能性がある前提で権利処理**を行うことが望ましい
- 整備・更新段階において、あらかじめ**提供・流通を見据えた著作権の権利処理を行う**ことが望ましい

測量成果等を迅速に二次利用に供することが可能

「公共データ利用規約(第1.0版)」の適用

利用約款で**第三者の権利に関する留意事項と免責事項**を示すことが望ましい

- オープンデータ基本指針に沿って測量成果等の提供・流通を行う場合には、提供・流通先における二次利用の目的を特段の根拠なしに制限しないことが望ましい
- 「**公共データ利用規約(第1.0版)**」には第三者の権利に関する留意事項や免責事項が含まれるため、適用することが望ましい

測量計画機関が利用者による利用の責任を負うものではないと主張可能

測量成果等の複製・使用承認を得ることを利用者に義務付けていることの記載

測量法では、測量の正確さを確保する観点から、**一部の用途で測量成果を複製・使用する際は複製・使用承認を得ることを利用者に義務付けている**

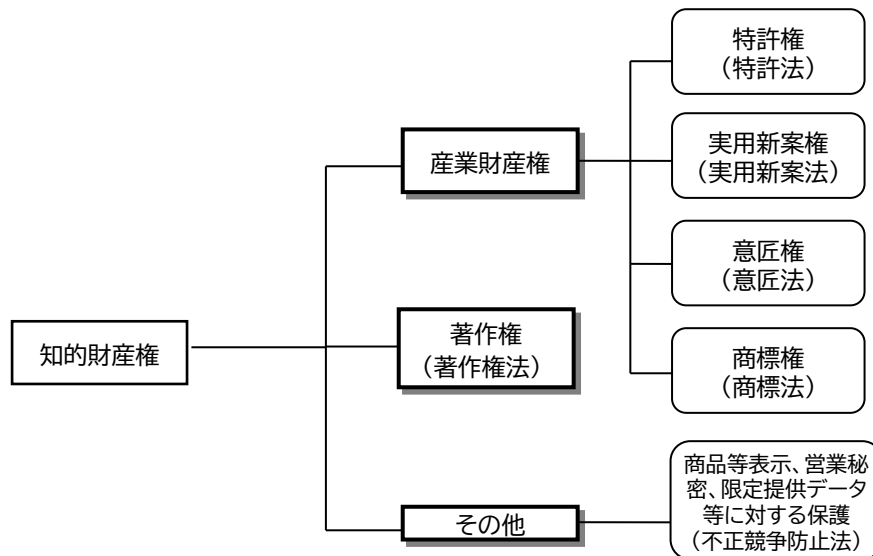
- 「**公共データ利用規約(第1.0版)**」の「**公共データ利用規約(第1.0版)に関する重要情報**」に記載し、利用者に明示する

測量法の趣旨に沿って測量成果等の利用を推進

知的財産権等・著作権の概要

- 「知的財産権」とは、人間の幅広い知的創造活動等の成果について、その成果を生み出した者に付与される「他人に無断で利用されない権利」を指す
- 測量成果等の二次利用を促進するにあたり留意すべき点には、①整備・更新した測量成果等自体に与えられる知的財産権に関するものと、②測量成果等に含まれる他者の知的財産権に関するものが考えられる
- 上記①について、著作権は著作物が創作された時点で自動的に権利が発生することから、測量法の趣旨に鑑み、本ガイドラインで扱うのは著作権である

知的財産権の種類

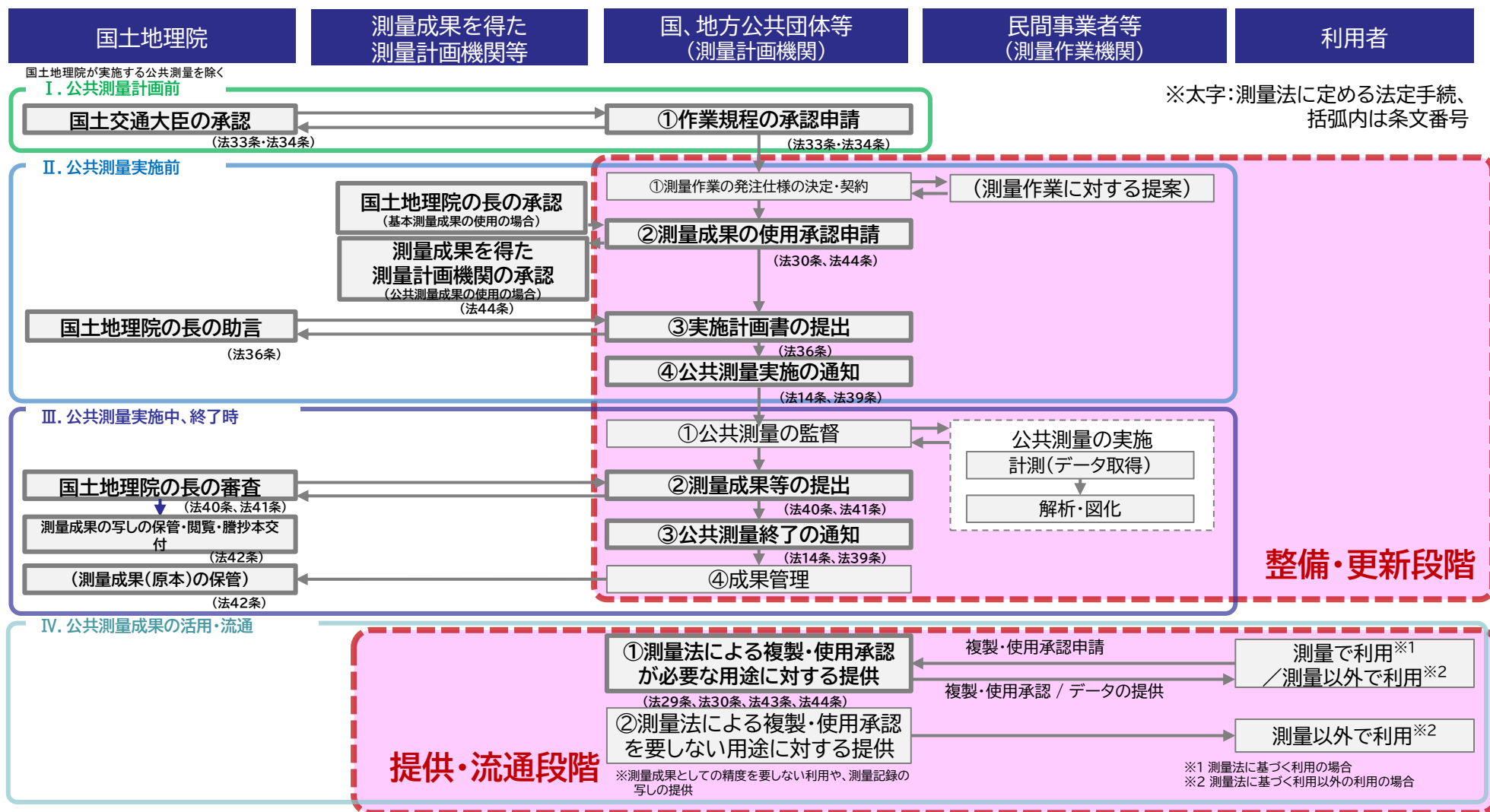


著作権の概要

- 著作物
 - 著作権法上、著作物性が認められるには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」という要件を満たす必要がある
- 著作者
 - 著作者は、著作物を実際に創作した者である
 - 著作物を創作すれば、その時点で創作者に対して「著作者の権利」が自動的に与えられる
- 著作者の権利
 - 著作者の権利は、「著作者人格権」と「著作権(財産権)」の2つで構成される
- 著作権の権利制限規定
 - 著作権法では一定の場合には著作権者の了解を得ずに著作物等を利用できる例外規定(権利制限規定)が置かれている
 - 測量成果等の整備・更新及び提供・流通に当たって適用が考えられる権利制限規定として、付随対象著作物の利用(著作権法第30条の2)、屋外設置の美術品、建築物の利用(第46条)がある

公共測量における整備・更新段階と提供・流通段階

- 整備・更新段階(3章)と提供・流通段階(4章)に分け、二次利用を促進するための留意点を説明
- **いずれの測量成果等についても著作物性が認められる可能性がある**という前提で、整備・更新段階においても、あらかじめ提供・流通を見据えた権利処理を行うことが望ましい



【整備・更新段階】関連法令等の規定を踏まえた留意点

- 著作物性の有無は個別具体の事例に応じて判断されるものであり、測量成果等においても著作物性が認められる可能性は否定できないため、**測量成果等について著作物性が認められうるものと想定して対応策を講じておくことが望ましい**
- 測量成果等の改変に際しても、**著作者人格権(同一性保持権)の不行使契約を結んでおくことが望ましい**

測量成果等の著作物性の判断

測量成果等として、地図、空中写真、データベース、メタデータのほか、近年新たな測量成果として広く浸透してきた三次元点群データや三次元地図データ等が挙げられる

- 著作権法上、**著作物性が認められるには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」という要件を満たす必要がある**
- **著作物性は個別具体の事例に応じて判断されるものであり、測量成果等においても著作物性が認められる可能性が否定できない**

測量成果等について著作物性が認められうることを想定して、対応策を講じておくことが望ましい

測量成果等における著作者人格権(同一性保持権)に関する留意点

著作物性のある測量成果等の改変として、例えば地図の更新や測地系・投影法の変換、オルソ画像の生成などが考えられる

- 著作権法第20条第2項で規定される同一性保持権の適用が除外され改変が認められる場合に該当するかどうかは、**個別事案ごとにその改変の必要性等を踏まえ判断されることとなると考えられる**
- 行政が測量成果等の著作権(財産権)を有しているが、著作者人格権を外部業者が保持している場合、翻案権を有する主体としての行政による改変が、同一性保持権の侵害に該当する可能性がある

紛争を未然に防ぐ観点から、著作者人格権(同一性保持権)の不行使契約を結んでおくことが望ましい

【提供・流通段階】関連法令等の規定を踏まえた留意点

- 提供・流通段階における関連法令等として、官民データ活用推進基本法、オープンデータ基本指針、測量法、著作権法の規定等を整理。
→利用約款や対価設定等において留意点を踏まえつつ、**オープンデータ基本指針の考え方に沿って測量成果等を提供**することが望ましい

関連法令等	提供・流通段階で測量成果等と関連する規定等	留意点
官民データ活用推進基本法、オープンデータ基本指針	- オープンデータ基本指針では、オープンデータについて、無償で利用できるもの、と定義されている。 - 各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則と示されているほか、今後、行政目的で作成されるデータについては、オープンデータとして公開されることを想定してデータ整備がなされることを確保する必要があるとされている。	国及び地方公共団体をはじめとする測量計画機関が測量成果等を提供・流通させる際は、オープンデータ基本指針の考え方に沿って提供することが望ましい
測量法	測量の正確さの確保・重複排除を目的として、測量の実施・利用・提供に関する手続を規定している	測量成果等の提供・流通に際して、一部の用途では利用者が複製・使用承認を得る義務があることを、利用者に対して明示することが望ましい
	測量の正確さを確保する観点から、一部の用途で測量成果を複製・使用する際は複製・使用承認を得ることを利用者に義務付けている	測量法における測量成果等の複製・使用承認においては、行政手続法で規定される審査基準の明示や標準処理期間の設定も関連する規定として留意が必要
著作権法	- 著作物の利用には、原則、著作権者の許諾が必要であり、許諾を得た利用以外の利用を行う場合には、改めて許諾を得る必要がある - 測量成果等の提供等を行う場合、当該測量成果等の著作権者から許諾を得た利用方法や条件等に含まれる利用方法であるか、確認が必要である	測量成果等の著作権者から許諾を得た利用方法や条件等に含まれる利用方法がオープンデータ基本指針に沿ったものとなるようあらかじめ権利処理を行うことが望ましい
	測量成果等に他者の著作物が含まれる場合に、提供・流通段階で権利制限規定が適用できる場合は、著作権者の許諾なく測量成果等の提供・流通がなされても、著作権の侵害には該当しないと整理できる(次頁参照)	「公共データ利用規約(第1.0版)」の規定のように、第三者の権利に関する留意事項と免責事項を示すことが望ましい

【整備・更新/提供・流通で共通】他者の著作物が含まれる場合

ガイドライン本文 3.1.1.(3)と4.1.3.(2)に対応

- 測量成果等に他者の著作物が含まれる場合に、権利制限規定が適用できる場合がある
- オープンデータ基本指針の考え方に沿った二次利用のためには、**第三者の権利に関する留意事項と免責事項を示すこと**が望ましい

測量成果等の整備・更新時の作業工程のうち、データ取得において、測量計画機関・測量作業機関以外の第三者の著作物が含まれる場合がある

測量成果等の整備・更新時及び提供・流通時に権利制限規定が適用できる場合がある
権利制限規定の例：

- ・「写り込み」に関する権利制限規定(付随対象著作物の利用(著作権法第30条の2))
- ・屋外設置の美術品、建築物の利用(著作権法第46条)
※付随対象著作物とは、**写真撮影、録音・録画、放送等を行う際、本来意図した対象以外の著作物が「写り込む」**場合における、写り込みした著作物を指す。**この規定は、平成24年改正で創設、令和2年改正で適用範囲が拡充された。**
※例えば、「屋外設置の美術品、建築物の利用(第46条)」の権利制限規定は、一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置されている「美術品」や「建築の著作物」を利用する場合の例外としての規定であるが、
・全く同じ「建築の著作物」を造る場合
・「美術品」について複製の販売を目的とする場合
など「屋外設置の美術品、建築物の利用(第46条)」の権利制限規定が適用できない場合は著作権者の利用許諾が必要になると整理できる。

権利制限規定が適用できる場合

- ・ 整備・更新段階で、著作権者の許諾なく測量成果等の整備・更新がなされても、著作権の侵害には該当しないと整理できる
- ・ 提供・流通段階で、測量成果等の提供・流通は、測量計画機関・測量作業機関以外の第三者の権利侵害にはならない(著作物の利用許諾は不要)と整理できる

権利制限規定が適用できない場合

- ・ 著作物の利用許諾が必要
- ・ 提供・流通段階で、オープンデータ基本指針の考え方に沿った提供・流通を行う場合*は、「公共データ利用規約(第1.0版)」のように、**第三者の権利に関する留意事項と免責事項**を利用約款において示すことが望ましい

*測量成果等の利用目的に制限を課さずに提供・流通させるため、権利制限規定が適用できない利用目的で測量成果等が利用される場合も考えられる

【整備・更新/提供・流通で共通】整備・更新の類型別の権利処理

- 整備・更新の類型に応じた整備・更新段階の留意点と提供・流通段階の留意点を整理
- 提供・流通段階の権利処理や利用約款等への記載事項は、整備・契約段階の権利処理に従った内容とすることが必要
→ **整備・更新段階においても、提供・流通段階を見据えた権利処理が必要**

整備・更新の類型		著作者の権利の 帰属先	権利処理上の留意点 (整備・更新段階)	権利処理上の留意点 (提供・流通段階)
① 測量計画機関が自ら測量作業機関となり測量成果等を整備・更新する場合		測量計画機関	・ 特段の留意点なし	・ 利用許諾に関する方針を、利用約款等により明示する
② 測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関に外部委託して測量成果等を整備・更新する場合	1) 測量計画機関が詳細な監督指示を出して作成する場合	測量計画機関	・ 業務受託者に権利が帰属する場合を想定し、著作権に関する権利処理(著作権(財産権)の譲渡、著作者人格権の不行使等)を契約等で明示する	・ 利用許諾に関する方針を、利用約款等により明示する ・ 整備・更新段階において、提供・流通段階における著作物の利用許諾を得る
	2) 測量計画機関が詳細な監督指示をせず、業務受託者に判断を任せた場合	業務受託者		
③ 測量計画機関が民間事業者等の測量作業機関と共同で測量成果等を整備・更新する場合		共有著作権として測量計画機関と民間事業者等の測量作業機関に帰属	・ 提供・流通段階を見据えて、共同著作物の各著作者又は各著作権者間で著作権の行使の在り方や共有の場合の著作権(財産権)の持分割合及び著作者人格権の行使に関する合意をとる	・ 利用許諾に関する方針を、利用約款等により明示する ・ 整備・更新段階において、提供・流通段階における著作物の利用許諾を含めて合意をとる

※整備・更新時に利用する測量成果等の著作権について確認するとともに、当該測量成果等について整備・更新及び提供・流通において著作者人格権を行使しないことと著作権(財産権)について譲渡させること又は当該著作物の利用を許諾することや、当該測量成果等が二次的著作物の場合は原作者の権利を適切に処理するとともに二次的著作物の著作者が著作者人格権を行使しないようにすることを契約等で定めておく必要がある。
補足資料として民間測量成果を用いる場合は、当該民間測量成果を購入・入手する際についても同様である。

【提供・流通段階】利用約款等の在り方

- オープンデータ基本指針に沿って測量成果等を提供・流通させる場合の利用約款は、「公共データ利用規約(第1.0版)」*を用いることが望ましい
 - 測量成果等の複製・使用承認を得ることを利用者に義務付けていることを記載する

「公共データ利用規約(第1.0版)」の構成(参照方式)

■ 共通部分(利用規約本文)

共通部分は書き換えずに利用する(利用規約の本文は同一の内容を参照する形)

■ 別紙(「公共データ利用規約(第1.0版)」に関する重要情報)

個別法による規定など、**個別に規定する必要がある部分だけを別紙**として規定(共通の部分とそうでない部分の把握が容易)

個別部分(公共データ利用規約(第1.0版)に関する重要情報)の記載例 (測量成果等の複製・使用承認を得ることを利用者に義務付けていることの記載例)

3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

ア 一部のコンテンツには、個別法令により利用に制約があります。特に、以下に記載する法令についてはご注意ください。詳しくはそれぞれのリンク先ページをご参照ください。

・測量法に基づく公共測量成果の複製・使用に関する申請については、当該測量成果を得た測量計画機関(国土地理院が行った公共測量成果については国土地理院)の承認を得る必要があります。詳しくは〇〇(※)を御確認ください。

(※)当該測量成果等の測量計画機関が作成した複製・使用承認の手続き等を説明する資料等が示されたウェブページのURL等を記載する想定。測量計画機関が複製・使用承認の手続きを説明する資料等が示されたウェブページを作成するにあたっては、国土地理院の測量成果の利用手続きのページの「地図の利用手続パンフレット」を参考にすることができる。

<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>